

19 製安第 78 号
平成 19 年 11 月 30 日

(社) 日本オーディオ協議会 御中

経済産業省 商務情報政策局 製品安全課長

改正電気用品安全法における旧電気用品取締法表示製品の取扱いについて

これまで、経過措置期間終了後（あらかじめ品目毎に 5 年（平成 18 年 3 月末まで）、7 年（平成 20 年 3 月末まで）、10 年（平成 23 年 3 月末まで））の電気用品についても、電気用品安全法（以下、「電安法」という。）に基づく表示（PSE マーク）がなければ販売することはできないこととされてきました。このため、経過措置期間終了後の旧電気用品取締法（以下、「旧法」という。）表示の製品を販売する場合には、自ら検査を行い、PSE マークを貼付して販売する必要がありました。

今回の法改正では、特に期限を設けずに、旧法に基づく表示を電安法に基づく表示とみなすこととし、旧法表示が付された電気用品については、検査を要せず、そのまま販売が出来るようになります。

電気楽器等のいわゆるビンテージ品については、これまで大臣による特別承認制度により運用してまいりましたが、今回の改正により、同様に旧法表示が付されたものについては、そのまま販売ができるようになります。ビンテージ品のうち、旧法施行前に製造された等で旧法表示のない製品については、引き続き特別承認制度を利用することができます。

以上について、施行日である 12 月 21 日より実施されることとなりますので、各団体におかれましては会員等に広く周知いただければ幸いです。

添付書類：「電気用品販売事業者の皆様へ」

「電気楽器等の販売事業者の皆様へ」